

○津山市城南駐車場条例

平成29年12月19日

津山市条例第33号

改正 平成30年12月18日条例第37号

平成31年3月19日条例第35号

(目的及び設置)

第1条 道路交通の円滑化を図るとともに、中心市街地における駐車需要に対処するため、津山市城南駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 駐車場は、津山市山下5番地19に置く。

(利用の形態)

第3条 駐車場の利用の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通駐車 時間単位による利用

(2) 定期駐車 一定の期間又は時間による利用

2 定期駐車により駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用車種)

第4条 駐車場に駐車することができる車両の種類は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、その積載物を含め、長さ5メートル、幅2メートル、高さ2.5メートルを超えないものとする。

2 前項に規定する車両以外の車両を駐車しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用時間等)

第5条 駐車場の利用時間並びに入車及び出車できる時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間並びに入車及び出車できる時間を変更することができる。

(利用休止)

第6条 市長は、駐車場の整備等のため、必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(駐車利用券等の発行)

第7条 市長は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、駐車利用券及び定期駐車利用券を発行するものとする。

2 駐車利用券は、再発行しないものとする。

3 定期駐車利用券は、紛失し、又は毀損した場合には、再発行できるものとする。

(利用料金)

第8条 利用者は、別表第1に定める額の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、出車の際に徴収する。

- 3 前項の規定にかかわらず、駐車利用券及び定期駐車利用券による利用料金は、その発行の際に徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 市長は、利用者が正当な理由なく第1項に定める利用料金を納付しないときは、車両の出車を拒否するものとする。

(利用料金の収入等)

第9条 市長は、駐車場の管理を第14条の規定により指定管理者（同条に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、駐車場において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車の拒否)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第12条 利用者は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第13条 駐車場の施設その他の物件を毀損し、汚損し、又は滅失させた者は、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 駐車場の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(平成17年津山市条例第100号。第16条において「指定手続等条例」という。)に基づき、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の供用に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
- (3) 施設及び付属設備の維持及び管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第16条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第3条から第8条まで、第10条及び第11条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月18日条例第37号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月19日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の津山市城南駐車場条例別表第1の規定は、平成31年10月1日(以下「適用日」という。)以後に徴収する利用料金について適用し、適用日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に、この条例による改正前の津山市城南駐車場条例の規定により発行された定期駐車利用券で、適用日以後に有効期間が満了するものについては、その有効期間が満了するまでの間は、引き続き使用することができる。

別表第1 (第8条関係)

区分		金額
普通駐車	最初の1時間まで	300円
	1時間を超える駐車時間については、1時間につき	100円
定期駐車	1箇月(月の初日から末日までの期間をいう。)につき	8,140円

備考

- 1 1時間を超えた駐車時間の1時間未満の端数は、1時間とする。

2 午後7時から午前9時までの間における普通駐車の利用料金は、500円を限度とする。

○津山市城南駐車場条例施行規則

平成29年12月19日

津山市規則第47号

改正 平成30年12月18日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山市城南駐車場条例（平成29年津山市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定期駐車の許可等)

第2条 条例第3条第2項の規定により定期駐車の手続きを受けようとする者は、定期駐車許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、津山市城南駐車場（以下「駐車場」という。）の利用状況、収容能力等を勘案して適当と認める場合には、定期駐車による駐車場の利用を許可し、条例第7条の定期駐車利用券（様式第2号。以下「定期利用券」という。）を交付するものとする。

3 定期駐車により駐車場を利用する者は、定期利用券を紛失し、又は毀損したときは、直ちに書面でその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、定期利用券の再交付を受ける者は、その発行に要する費用の一部を負担しなければならない。

(駐車券の交付等)

第3条 普通駐車により駐車場を利用する者は、入車の際に条例第7条の駐車利用券として駐車場駐車券（様式第3号。この項において「駐車場駐車券」という。）の交付を受け、出車の際に利用料金を納付し、又は当該利用料金に相当する駐車場駐車券として市長が発行する共通サービス券（様式第4号）を提出しなければならない。

2 定期駐車により駐車場を利用する者は、入車及び出車の際に定期駐車利用券を提示しなければならない。

(利用料金免除対象車両)

第4条 条例第10条の規定により利用料金を免除することができる車両は、次に掲げる車両とする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 国又は地方公共団体の職員が消火活動その他緊急を要する公務を行うために使用する車両

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める車両

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第5条 条例第14条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(免責事項)

第6条 駐車場において車両の出入りの際又は駐車中の接触、盗難その他の事故により車両その他の物件に損害が生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月18日規則第70号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

定期駐車許可申請書												
				年 月 日								
津山市長 殿												
1	駐車場名	津山市城南駐車場										
2	使用期間	年 月 日から										
		年 月 日まで										
3	駐車自動車											
	車両番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>-</td><td></td></tr></table>									-	
		-										
	車種											
定期駐車 of 許可を受けたいので、津山市城南駐車場条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。												
申請者 住所												
氏名												
電話番号				昼間 夜間								
項目	新規交付番号	継続交付番号	回収カード番号	備考								
許可番号												

津山市城南駐車場定期駐車許可書

年 月 日

様

許可番号：

許可期間： 年 月 日から

年 月 日まで

許可条件：

津山市長

㊟

様式第2号（第2条関係）

定期駐車利用券



津山市城南駐車場

有効期限

年 月 日まで No.

様式第3号（第3条関係）

駐 車 券
駐 車 場

(PARKING TICKET)

御利用頂きまして

ありがとうございます。

- 1 駐車券は、折ったり、曲げたり、濡らしたり、磁気のある物に近づけたりしないでください。
- 2 車の損傷事故、盗難等については、その責任を負いません。
- 3 車のドア、トランク、窓は必ず閉めてください。

入 時 日 月 年

様式第4号（第3条関係）

円	
共通サービス券	
<p>1 本券を利用した場合は、上記の金額が無料となります。</p> <p>2 本券は駐車券の後から1枚ずつ投入してください。</p> <p>3 本券を折ったり、濡らしたり、磁気のあるものに近づけたりしないでください。</p>	
	